



平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 北陸ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高見 幸三
(JASDAQ コード番号 : 1763)
問合せ先 代表取締役専務 林 諭高
(連絡先電話番号 076-222-1558)

**臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための
基準日設定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日について

当社は、平成 21 年 8 月開催予定の当社の本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 7 月 12 日（日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 7 月 12 日（日）
- (2) 公告日 平成 21 年 6 月 27 日（土）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<http://www.hokuriku-misawa.co.jp/>

2. 本株主総会の日程・付議議案について

平成 21 年 5 月 13 日付当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」において公表のとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社定款の一部を変更して、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社とすること、②当社定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、③全部取得条項を付した当社普通株式（自己株式を除

きます。)の全部取得と引換えに、別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記②については、会社法第111条第2項第1号により、本種類株主総会の決議が必要となります。そこで、上記1.に記載の通り、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、ならびに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上